

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第 9 号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特地勤務手当の月額） 第 3 条 略 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額（給与条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。 （1）～（3） 略 3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （特地勤務手当に準ずる手当） 第 4 条 略 2 給与条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、	（特地勤務手当の月額） 第 3 条 略 2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額とする。 （1）～（3） 略 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （特地勤務手当に準ずる手当） 第 4 条 略 2 給与条例第 11 条の 3 第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日（職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応

現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

3 次の各号に掲げる職員(定年前提任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

4 次の各号に掲げる職員(定年前提任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

第5条 略

2 略

3 略

(1) 職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定による採用(当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。以下この条において同じ。)をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

(2) 略

(3) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に職員派遣から職務に復帰し、第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したも

じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

第5条 略

2 略

3 給与条例第11条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第3条第1号に規定する職員派遣(以下「職員派遣」という。)から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に職員派遣から職務に復帰し、又は第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

の

- (4) 職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
- (5) 職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

4 略

- (1) 第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項並びに附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 略
- (3) 前項第1号又は第2号に規定する職員 当該職員が職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日又は職務に復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の職務に復帰した日、給料表の適用を受けることとなった日又は職員の定年等に関する条例第13条の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに

- 4 給与条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項並びに附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 略
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員が復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の職務に復帰した日又は給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び

附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額 (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年 前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に 前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期 間及び額 (6) 前項第5号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年 前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に 前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給さ れることとなる期間及び額 (7) 前項第6号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額	額
---	----------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和4年改正条例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第2項第2号に規定する職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する職員をいう。

(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第4条の2第1項に規定する定年
前再任用短時間勤務職員をいう。

(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

3 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第3条第2項から第4項まで、第4条第2項から第4項まで並
びに第5条第3項及び第4項の規定を適用する。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の第5条第3項第1号から第3号までの規定は、令和7年4月1日以後に採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等について
適用する。

5 改正後の第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日前か
ら引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員
について適用する。

6 改正後の第5条第2項第5号の規定は、令和7年4月1日以後に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員等として採用され、当該採用の日の前
日に支給されていた給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後
である場合について適用する。